

指定管理者の募集に関する質問事項及び回答

質問	回答
<p>① KMAP とはどのような事業でしょうか。現状それに関する公の資料・公開された WEB 情報などが見つからない状況です。事業提案書には「KMAP の活動との連携」を記載するよう指示がございますので、募集要項に適した情報の開示及び提供をお願い致します。</p>	<p>KMAP とは募集要項に記載しているとおり、玄海・唐津が誇る自然資源を活かしたマリンアクティビティを創出することで地域の活性化につながる取組です。事業の概要については別紙資料のとおりです。</p> <p>なお、おおまかな役割分担としては、ハード整備を県で行い、ソフト事業を民間事業者へ別途、委託する予定です。</p>
<p>② 提案型事業について設置目的外の事業に対し目的外使用料が必要とありますが、目的内外の定義及び判断基準の詳細をご教示ください。(例：マリンショップ、自主運営艇の保管費用など)</p> <p>また、そもそも提案型事業は認可型と記載されておりますが、認可・否認の判断基準もご教示をお願いします。</p>	<p>設置目的の内外は個別での判断となりますので定義や判断基準の詳細をお示しすることができませんが、海洋スポーツの体験以外にも、ヨットハーバーの認知度を高めるような取組なども目的内と考えていることから、目的内事業として認める範囲は幅広いものになると考えています。</p> <p>また、提案型事業については、法令に反する事業や、利用者が限定されてしまうような事業でなければ原則的に認める考えです。提案型事業については、利用者へのサービスを向上させるものとなっているか、実現可能かなどを考慮して積極的に提案していただきたいと考えています。</p>
<p>③ 申請書類の事業計画書について、様式第 1 号「指定管理者指定申請書」内には</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案型事業提案書 ・利用料金設定の考え方 <p>の記載がありますが、募集要項 9 ページにはその記載がありません。必要に応じてありますが、この書類の提出方法について明確なご指示をお願い致します。</p>	<p>募集要項には提出が必須である項目を記載しています。</p> <p>提案型事業については、指定様式（様式 2-1～2-4 号）にも記述されると思いますが、その他に提案される提案型事業があれば「提案型事業計画書（任意様式）」として提出してください。</p> <p>また、「利用料金設定の考え方（任意様式）」については、収入計画の積算をされた利用料金設定の考え方を示すものであり、現行の利用料金と違う利用料金で積算される場合に提出してください。</p>

指定管理者の募集に関する質問事項及び回答

<p>④ 「※応募者がJVを組んで共同事業体として申請をする場合、様式第8号とあわせて申請書類に必要な各種証明書は、共同事業体を構成する」全ての団体について提出してください。」とございますが、各種証明書とは「団体に関する書類 a.b.c」及び「添付書類 a.b.c.d.e.f」を指すという認識でよろしいでしょうか。また、これ以外に共同事業体各社が提出しなければならない書類がございましたらご教示をお願いします。</p>	<p>ご理解のとおり、各種証明書とは「団体に関する書類 a,b,c」及び「添付書類 a.b.c.d.e.f」を指します。 各社からご提出いただく書類は上記のみとなっています。</p>
<p>⑤ 申請書類の事業計画書について、「※A4 1枚以内で記述してください。別紙を追加する場合は…」とありますが、1枚にしなければならないのか複数枚でいいのか明確にご指示をお願い致します。</p>	<p>各項目につき、指定様式のA4サイズ1枚に収まるよう記述してください。なお、別紙については指定様式に記述している内容の補足説明として扱います。補足説明として別紙を追加する場合は各ページに枝番を記入してください。</p>
<p>⑥ 利用料金の設定について、佐賀県ヨットハーバー条例第4条第2項において指定管理者が定めるものとなっておりますが、これは指定を受けてから決めるものですか。先に申し上げました「利用料金設定の考え方」については（必要に応じて提出）とあります。</p> <p>①事業計画書に料金設定の変更を盛り込むことで料金設定の変更ができることでよろしいでしょうか。</p> <p>②事業計画書において料金設定に触れない場合は、後ほど変更することが出来ないということでしょうか。</p>	<p>利用料金の設定については、指定管理者の指定を受けた後で改めて協議していただき、利用料金承認申請書を知事に提出し、承認を得ることが必要です。</p> <p>事業計画書の中で利用料金設定の考え方を説明いただいた場合でもこれをもって料金変更が認められたわけではなく、逆に説明が無い場合でも、後日、変更の協議を行うことは可能です。</p>
<p>⑦ 午前9時から午後6時を超える5時間以上についても、日中と同じ人員配置の態勢は必要でしょうか。</p>	<p>午前9時から午後6時を超える5時間以上については、ヨット競技の競技力向上に向けた早朝練習やナイター練習等への対応を想定していますので、鍵の施錠や一部施設利用の受付（シャワー等）など必要最低限の人員を配置していただければ問題ありません。</p>

指定管理者の募集に関する質問事項及び回答

<p>⑧ 利用料金の大幅な改定は可能でしょうか。</p>	<p>利用料金は、佐賀県ヨットハーバー条例第4条第2項の規定による上限額の範囲内で指定管理者が定めるものとしていますが、これまでの利用者との関係があるため現行料金とのバランスも考慮した料金設定をされることを想定しています。</p>
<p>⑨ 電気料金の高騰は見込まれているか。</p>	<p>電気料金の高騰がいつまで続くか不明であるため、見込んでいません。 なお、収支計画を作成するにあたり光熱水費の費用は¥2,900,000-を使用してください。</p>
<p>⑩ ヨットに関する業務内容、項目を具体的に把握したいのですが、船艇の管理、メンテナンス、艇庫の管理、利用者に関することなどについて教えてください。</p>	<p>ヨットに関する業務内容については、備品の管理業務同様に利用者の施設における活動に支障をきたさないよう、点検及び補修等行ってください。 なお、ヨットの点検及び補修等の内容としては付属品を含めた使用前後の目視確認、故障等があれば随時補修を行うこととします。 また、利用者へヨットを貸し出す際の利用者への安全指導や艇庫内の整理整頓など適切に管理を行ってください。</p>
<p>⑪ 指定管理者は、指定期間終了後に～（中略）～引継ぎを行わなければならないと書いてあるが、終了後とはいつからいつまでか？ 引継ぎ期間の目安となる日数を教えてほしい。その際、引継ぎの方法は？</p>	<p>引継ぎは、指定管理者の決定後（指定議案の議決後）である12月中旬頃 から令和5年3月31日までに行ってください。 また、引継ぎの方法については、原則、現指定管理者及び次期指定管理者間で行っていただきますが、必要に応じて県の立会を行うこととします。 なお、現指定管理者の業務として次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、引継を行うことを業務仕様書にて定めています。</p>

指定管理者の募集に関する質問事項及び回答

<p>⑫ 設立して間もない場合でも“納税を証明する資料”は必要でしょうか。</p>	<p>設立して間もない場合でも課税の実績又は未納の税額がない旨の証明書が出されると聞いていますので、いずれかの資料の提出が必要です。 なお、証明書の詳細については、それぞれの税務署、県税事務所等にお問い合わせください。</p>
<p>⑬ 前例及び基準として、県内人材に対しての人件費の割合などを知りたいので、現指定管理者の人件費内訳を教えてください。</p>	<p>人件費の内訳については特定の個人が識別されるため、個人情報保護の観点から公開することは出来ません。 なお、現指定管理者の人件費は令和3年度事業報告書に記載されており23,820,000円/年であり、令和4年3月31日時点の人員配置は8名のうち5名が県内出身者又は県内在住者となっています。</p>